

患者様・ご家族様へ

医師による病状説明等の時間内実施について

当院では、「患者の権利章典」の実践としての、患者の「知る権利」を保障するため、病状や治療方針などの説明やインフォームド・コンセントをできるだけわかりやすく行う努力をしてきました。一方で、厚生労働省が推進する働き方改革について、現在、医師・医療従事者の過重労働が社会問題となり、労働環境の改善が求められています。

そのため、病院全体として医師・医療従事者の業務負担の軽減に向けた取り組みの一つとして、病状説明等の面談や電話につきましては、医師が緊急と認めた場合を除き、下記の時間帯に限らせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

<面談の時間>

平日の勤務時間内【9時から17時まで】

・医師等の都合(外来診療や訪問診療等)により、上記の面談時間内でもお断りする場合があります。

・日程調整をさせていただきます。

・緊急の場合は、この限りではありません。

2025年6月
光陽生協病院
院長 夢田 栄作